

いじめ防止対策基本方針

府中市立府中第三小学校

1. 定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（※「いじめ防止対策推進法」より）

2. いじめ防止等に関する基本的な考え方（「府中市いじめ防止基本方針」より）

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得るという認識の下に、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を基本として学校と保護者、地域住民、教育委員会、関係機関と連携し、継続的に取り組むことが必要である。

また、教育活動全体を通して、すべての児童・生徒がいじめについて深く考え、理解する取組として、道徳の授業等で自他の存在を認め、互いの人格を尊重し合う態度など、人間形成能力を養うことが必要である。

3. いじめ防止対策推進委員会

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該学年主任、当該学級担任で構成し、委員会を開催する。必要に応じて校内委員会を兼ねて特別支援コーディネーター、養護教諭で構成し、関係教員も含め月一回定期的に行う。また臨時で委員会を開催する。

4. いじめ防止等に関する取組

（１）未然防止

「いじめは人間として絶対に許されない」という決意のもと、学校全体に雰囲気醸成していく。すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、自他ともに大切にす態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを進める。

具体的には、次の取組を行う。

- ① いじめに関する研修（年３回）の実施
- ② いじめに関する授業（年３回）の実施
- ③ 道徳教育や人権教育の充実
- ④ 校内巡回による児童の観察
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるようにセーフティ教室等で児童・保護者に対し、必要な啓発活動の実施

（２）早期発見

日頃からすべての教職員が、児童の小さな機微に感覚を研ぎ澄ませて変化を見逃さず、

その変化に気付く目を養う。気付いた情報を確実に共有し速やかな対応を行う。

さらに、次の取組を行う。

- ① 年3回のふれあい月間の充実とともにアンケート調査の実施
- ② 「ふれあいアンケート」（ふれあい月間に合わせて）の実施
- ③ 学校便りや保護者会、個人面談等でいじめ防止の啓発や情報収集
- ④ スクールカウンセラーによる第5学年全員の面接実施
- ⑤ 学童クラブ、放課後子ども教室等との連携

（3）早期対応

いじめの相談を受けたり、いじめを発見したり、いじめの兆候が見られるなどの時は、速やかに管理職や生活指導主任に報告する。

いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議し早期解決を図る。

さらには、次の取組を行う。

- ① いじめの被害児童及び保護者への対応
- ② いじめの加害児童及び保護者への対応
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用。
- ④ いじめを繰り返さないための指導（学級、全校児童）
- ⑤ 必要に応じて関係諸機関との連携

5. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合やいじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、重大事態として対処する。

具体的には、次の取組を行う。

- ① いじめの被害児童の安全の確保
- ② いじめの被害児童が落ち着いて教育を受けられる生活環境の確保
- ③ 子ども家庭支援センターたちや児童相談所等の関係機関や専門家等との相談・連携
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ⑤ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の教育委員会等への報告
- ⑥ 重大事態発生についての実施および学校の設置者が行う調査への協力と調査結果についての再調査への協力